

財団事業説明及び業界各位・保険者へのお願い

当財団は、柔道整復にかかる保険療養費についてトータルな研究を行っております。その研究の一つとして、保険者の委託を受けて「柔道整復施術療養費支給申請書」（以下 申請書という）の審査資料（施術者調査（＝照会書による）・回答書及び財団の意見書）を保険者に提供する業務（以下 単に療養費審査受託業務という）を行っております。

上記研究は、柔道整復事業に関する政策団体として設立された社団 JB 日本接骨師会（東京都中野区弥生町 1-13-7 会長 五十嵐仁 以下 社団という）が設立以来続けてきた柔道整復施術の臨床研究、医師・理学療法士その他の専門家による柔道整復師に向けて研究会・研修会を重ね、蓄積した知見を実践の場に応用することにしました。それをより具体的な政策案として作るため、保険者各位・患者様の視点を取り入れることにしました。「患者と柔道整復師の会」はそのための組織であります。その組織体をより社会性の高いものとするため、業界団体である社団の枠から一步を出て、財団として保険者・患者・有識者の会によって運営して頂くことになりました。そこでは骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷を中心とした筋腱軟部組織の損傷に対する徒手整復術の理論的・実践的考察とこれにあわせて法律制度であります療養費の法的枠組みとその運用のあり方を施術者・保険者及び患者の各グループで討議してきました。現在もその研究を続けております。

当財団は、このような研究・研修会等をより具体的・実践的に活用して上記申請書及び施術録等の内容をチェックし、そこに記述されている施術内容等から、実際に行われている施術の実態をとらえ、施術者に対し直接問診等の所見・施術及び術後の保存処置などの施術全般について照会をし、申請書等から認識した施術内容をより具体的に明らかにすることをお願いしております。

調査・照会事項は比較的詳細になっておりますことから施術者にご負担をおかけしておりますが、照会内容は日々の施術において行われている内容のものであります。これは施術録に記載されているものでありますから、これを転記して頂ければ、それほどご負担をおかけしないものと考えております。

柔道整復施術は医療業界の一つとして、極めて専門性の高いものでありますので臨床経験に裏付けされた理論と技術、及び高度の職業倫理によって規制されるものであります。しかし一方、法律制度である療養費は保険医療の枠組みの中で運用されるものであり、療養費の支給についてはその枠組みの中で実際の施術が「手当」にあたるものか否かを法的観点から判断されることとなります。

当財団は、この法的な枠組みを起点に療養費の対象とする柔道整復施術を解釈し、これによって療養費の適正化を図るとともに、これにあわせて施術力のある柔道整復師の育成に努めるものであります。

最近、一部の業界団体から当財団の調査書（照会）等の業務に批判的な見解が出されてお

ます。当財団は、その批判の中で十分に取り入れなければならないものについては、それを吸収させて頂いております。しかし、当財団の調査等を自らの団体の業界における地位が傷つけられたとか、あるいは調査対象となられた会員(柔道整復師)からの強い抗議を受けて、当財団を中傷するような意見を保険者に訴え、当財団への調査依頼をやめさせようとする動きもあります。療養費の適正化は社会的な要請であります。当財団は実践的な研究成果を踏まえて、将来の柔道整復師業界の道筋を視野に入れて今後も保険者・患者との協議を重ね、財団は療養費の適正化を通じて施術力のある柔道整復師の育成という社会的な使命を果たす所存であります。

柔道整復師各位及び業界団体の役員各位へのお願いとして、当財団へのご批判・ご意見については保険者に対してではなくて、直接当財団にご意見ないしご提案をお願い致します。当財団は、開かれた組織であります。財団の活動にご理解を頂き、これに参加され、ともに専門家としての社会的地位を得ることのできる柔道整復師の育成に協力しましょう。

保険者各位にも不正な圧力等に負けずに社会的要請である療養費の適正化にご尽力して頂きたいようお願い申し上げます。